

議案第2号 目黒区手数料条例の一部を改正する条例について

1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴うもの

国においては、社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、平成27年7月8日に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）を公布した。

この法律は、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務を定める「規制措置」と、誘導基準に適合した建築物について容積率の特例等を認める「誘導措置」を一体的に講じることで、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るものであり、誘導措置については、平成28年4月1日に施行されている。

規制措置については、法律の公布の日から起算して2年を超えない範囲内において施行することとされており、平成28年11月30日に公布された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行期日を定める政令」により、施行期日は平成29年4月1日とされた。

そこで、建築物のエネルギー消費性能基準への適合性判定に係る事務手数料等の項目を新設する。

【別表の3の1の項、2の項及び9の項】

2 その他の改正

上記改正に伴う規定の整備を行うもの。

【別表の3の3の項乃至8の項】

3 施行期日

平成29年4月1日

以 上

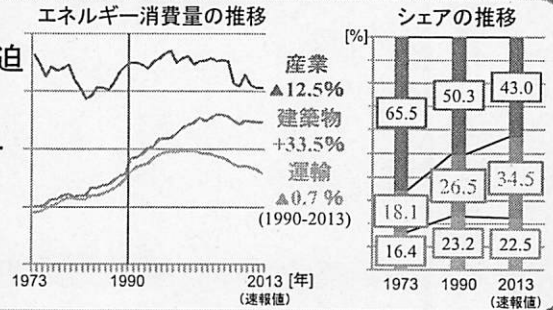
●建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号、7月8日公布)

＜施行予定日：規制措置については公布の日から2年以内、誘導措置については公布の日から1年以内＞

社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置を講ずる。

背景・必要性

- 我が国のエネルギー需給は、特に東日本大震災以降一層逼迫しており、国民生活や経済活動への支障が懸念されている。
 - 他部門(産業・運輸)が減少する中、建築物部門のエネルギー消費量は著しく増加し、現在では全体の1/3を占めている。
- ⇒建築物部門の省エネ対策の抜本的強化が必要不可欠。



法律の概要

●基本方針の策定(国土交通大臣)、建築主等の努力義務、建築主等に対する指導助言

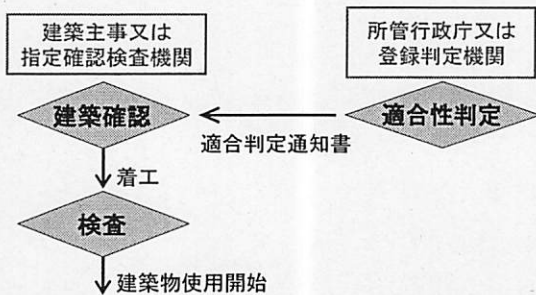
規制措置

特定建築物

一定規模以上の非住宅建築物(政令：2000㎡)

省エネ基準適合義務・適合性判定

- ① 新築時等に、建築物のエネルギー消費性能基準(省エネ基準)への**適合義務**
- ② 基準適合について所管行政庁又は登録判定機関(創設)の**判定を受ける義務**
- ③ 建築基準法に基づく建築確認手続きに連動させることにより、**実効性を確保**。



その他の建築物

一定規模以上の建築物(政令：300㎡)
※特定建築物を除く

届出

一定規模以上の新築、増改築に係る計画の所管行政庁への**届出義務**

＜省エネ基準に適合しない場合＞
必要に応じて所管行政庁が**指示・命令**

住宅事業建築主*が新築する一戸建て住宅

*住宅の建築を業として行う建築主

住宅トップランナー制度

住宅事業建築主に対して、その供給する建売戸建住宅に関する省エネ性能の基準(住宅トップランナー基準)を定め、省エネ性能の向上を誘導

＜住宅トップランナー基準に適合しない場合＞
一定数(政令：年間150戸)以上新築する事業者に対しては、必要に応じて大臣が**勧告・公表・命令**

誘導措置

エネルギー消費性能の表示

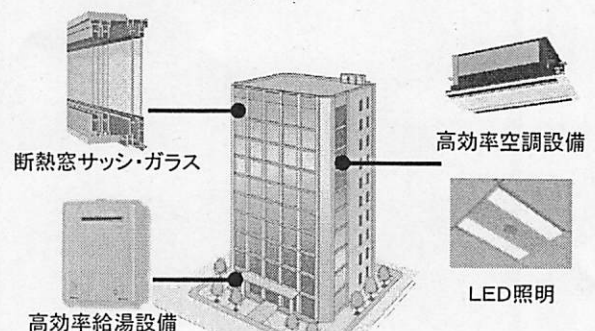
建築物の所有者は、建築物が**省エネ基準に適合**することについて所管行政庁の認定を受けると、その旨の**表示**をすることができる。

省エネ性能向上計画の認定、容積率特例

新築又は改修の計画が、**誘導基準に適合**すること等について所管行政庁の認定を受けると、**容積率の特例***を受けることができる。

*省エネ性能向上のための設備について通常の建築物の床面積を超える部分を不算入

[省エネ性能向上のための措置例]



- 其他所要の措置(新技術の評価のための大臣認定制度の創設 等)